

別表第4 (道路)

旅客施設等整備基準	
	<p>道路(別表第1(2)ケに規定する地下街の道路を除く。)にあっては、次のアからカまでに定めるところによること。</p> <p>ア 歩道は、高齢者、障がい者等が通行することができるものとする。</p> <p>イ 歩道と車道が接続する部分で歩行者が通行する部分は、高齢者、障がい者等が通行することができるものとする。</p> <p>ウ 誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>エ 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場(機械式のものを除く。)には、車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を設けること。</p> <p>オ エに規定する部分を避難階以外の階に設ける駐車場(施行規程で定めるものを除く。)にあっては、高齢者、障がい者等が利用することができるエレベーターを設けること。</p> <p>カ 照明等附帯設備の設置にあたっては、高齢者、障がい者等への配慮を行うこと。</p>
特定施設	技術的細目
ア 歩道	<p>(1) 自動車の通行する道路では、可能な限り歩道を設置して、歩行者の安全な通行を確保すること。</p> <p>(2) 歩道は、車道部と縁石、柵等で物理的に分離して設けること。</p> <p>(3) 歩道の構造等は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 歩道は、歩行者の通行量、路上施設の規模等に応じて十分な幅員を確保すること。</p> <p>イ 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、道路の幅員が狭いこと等により、2メートル以上確保することが困難な箇所にあつては、1メートル以上の有効幅員を連続して確保するとともに、車いす使用者の転回及び車いす使用者と歩行者とのすれ違いのため必要と認められる箇所に、1.5メートル以上の有効幅員を確保すること。</p> <p>ウ 歩道内は、車いす使用者が円滑に通行することができる動線を確保すること。</p> <p>エ 通行動線内には、通行の妨げとなる施設は、原則として設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、必要な安全対策を講ずること。</p> <p>オ 通行動線内に、雨水ます等の排水施設や植樹ます等を設ける場合には、車いすの通行や歩行に支障とならないよう設計上配慮すること。</p> <p>カ 歩道等(歩道又は自転車歩行者道をいう。以下同じ。)の勾配は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の利用の状況等により困難な場合にあつては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(イ) 歩道等の横断勾配は、2パーセント以下とすること。ただし、縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配を設けないこと。</p> <p>キ 歩道等と車道等(車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩をいう。以下同じ。)が接続する部分で歩行者が通行する部分に設ける段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>ク 歩道の路面は、平坦であること、滑りにくいこと等安全かつ快適な通行が確保できるよう設計上配慮すること。</p> <p>ケ 自動車交通量の多い区間、学校付近等こどもの通行の多い所には、車道寄りに安全柵を設置して歩行者の安全を確保すること。</p> <p>コ 視覚障がい者の利用の多い公共施設等から最寄りのバス停、鉄道駅等公共交通機関までの経路には、路面に誘導を表示する線状ブロック及び警告を表示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>サ 歩道等と車道等が接続する部分で、歩行者が通行する部分等交通安全上必要な箇所には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>シ 視覚障がい者誘導用ブロックは黄色を基本とし、他の色を使用する場合は、その他の部分と明確に識別できる色調とすること。</p>
イ 立体横断 施設	<p>(1) 踏段、蹴上げは、利用者が歩きやすい寸法とすること。</p> <p>(2) 沿道の状況等から設置可能な箇所には、傾斜路又はエレベーターを設けること。</p> <p>(3) 階段及び傾斜路の両側の高欄部分には、手すりを設置すること。又広幅員の場合は、両側のほか中央にも設置すること。</p> <p>(4) 階段及び傾斜路の起点及び終点にあたる路面には、警告を表示する点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(5) 複雑な形状の立体横断施設にあつては、階段及び傾斜路の昇降口にあたる手すりに点字プレートを貼付すること。</p> <p>(6) 夜間の利用の安全性を確保するため、照明灯を設置する等の対策を講ずること。</p>
ウ 駐車場	<p>(1) 自動車の駐車の用に供する部分(一般公共の用に供する部分に限る。以下同じ。)を設ける場合は、車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を次に掲げる場合の区分に応じて定めた</p>

	<p>数以上設けること。ただし、自動車の駐車のために供する部分を20以上設ける場合は、当該駐車することができる部分のうち1以上は、車いす使用者が乗車する自動車のみを駐車する部分とすること。</p> <p>ア 駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合、駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>イ 駐車場に設ける駐車施設が200を超える場合、駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</p> <p>(2) 前号の車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 駐車場の歩行者用の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>イ 歩行者用の出入口に通ずる障がい者等が通行することができる通路（車路を含む。）に面することとし、当該通路は、別表第2特定施設コ【敷地内の通路】第2号、第5号及び第6号に定める構造とすること。ただし、主たる出入口以外の出入口幅は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 幅を3.5メートル以上とすること。</p> <p>エ 床面又は地面を水平とすること。</p> <p>オ 避難階以外の階に第1号に定める車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を設ける場合は、別表第2特定施設オ【エレベーター】に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、傾斜路若しくは車いす使用者昇降設備を設置することにより、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に避難階及びそれ以外の階に移動することができる駐車場、又は当該駐車場と一体的に利用される隣接した建築物のエレベーターを円滑に利用することができる場合は、この限りでない。</p> <p>カ 車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分である旨の標識（国際シンボルマーク）を床面及び立面に標示すること。</p> <p>キ 必要に応じ、進入路から駐車スペースへの案内標識を設置すること。</p> <p>(3) その他駐車場内の施設は、建築物の整備基準に準じるほか、道路に接する部分については、歩道等の整備基準を適用する。</p>
<p>エ その他</p>	<p>(1) 河川沿いの道路や橋梁の取り付け部等、道路面が沿道の土地より高くなっている箇所では、転落防止用の柵、ガードレール等を設置すること。</p> <p>(2) 道路の屈曲部、交差点、横断歩道等夜間の交通安全上必要と思われる箇所には、道路照明灯を設置すること。</p>